

## New Release

民法の改正は、2017年の債権法改正に引き続き、2018年は相続法の改正法案が提出される可能性があります。

相続法は、1980年に配偶者の法定相続分を3分の1から2分の1に引き上げる改正がされて以来大きな見直しはなく、今回の改正は実に35年以上ぶりとなります。

改正の中身は多岐に渡りますが、中でも①遺産分割に関する見直し、②遺言制度に関する見直し、③遺留分制度に関する見直しについては、実務への影響も大きいことから、特に注目が集まっています。

今後この法改正を機に相続業務に積極的に取り組む法律事務所が増えることは間違いありません。

そこで今回は、相続法の改正に精通し、現在一般社団法人日本相続学会副会長を務める弁護士の吉田修平先生に、法改正が実務に与える影響と、今後新たに生まれる相続業務を挙げていただき、具体的な取り組み方についてお話いただきました。

例えば上記①であれば、遺産分割における可分債権の取扱いにおいて、2016年12月の最高裁決定を受けて保全処分の申立て業務と、預貯金の払戻し代行業務の増加が見込まれること。また、一部分割の合意を得るための交渉業務と不動産などの残余財産の管理・処分のコンサル業務の重要性が指摘されています。②および③についても、相続弁護士ならではの視点から新しいビジネスヒントを多数挙げていただいています。

相続業務は、今後も成長が見込める数少ない業務の一つです。

ぜひ、この機会にお役立てください。

# 相続法改正で 依頼が増える業務を大予測！

講師  
Profile



1982年弁護士登録。得意分野は、相続、事業承継、借地借家法（特に定期借地権、定期借家権および終身借家権）。一般社団法人日本相続学会副会長・理事。

Shuhei Yoshida  
**吉田修平**  
吉田修平法律事務所 弁護士



## 「相続法改正で依頼が増える 弁護士・税理士・司法書士の有望業務」

CD：5,000円＋税／DVD：7,500円＋税

→詳しくは同封の案内②をご覧ください